



今年度は53路線を舗装

市民のみなさんの日常生活の利便と安全の確保に、あるいは産業開発の発展につながる道路の整備は、住みよ都市づくりの根本であり、市の重点事業のひとつであります。

本市の市道は全部で824路線、総延長が521.69キロメートルありますが、昭和44年度からの舗装3カ年計画で51路線20,800メートルを完了、さらに47年度は17路線5,478メートル、48年度は18路線7,109メートル、49年度は32路線15,691メートル、そして今年度は工事費2億800万円で、53路線17,363メートルの舗装をほぼ完了しており総延長89,420メートルの市道が立派な舗装道路に生まれ変わっています。

昭和43年度では、わずか1.6%の舗装率でしたが現在では20.46%に達しており、ここ7年間で驚異的な伸びを示しております。

また、今年度は7,651万円で10路線の道路改良事業も完了しております。

今後も、住みよ美しい近代都市をめざし、道路の舗装整備、新設、そして改良を積極的にすすめていきます。



着々とすすむ市道舗装工事

国保情報

◇ 医療費が3万円をこえると国保で払いもどします

国民健康保険の加入者が、病院などの窓口で支払った医療費が1か月に3万円をこえたときは、そのこえた分の医療費(高額療養費)を市役所で払いもどします。

< 受給対象となる医療費は…… >

1人の被保険者が同じ月に同じ病院などの窓口で支払った医療費が3万円をこえた場合、室料、歯科の差額、暖房料分他費など保険診療以外のものは対象になりません。

なお、入院と通院、歯科は分けて計算されますから、それぞれ3万円をこえないと対象になりません。

< 受給手続きは…… >

高額療養費は、本人の申請によって支払うことになりますから、該当者は1か月分の領収書と保険証それに印鑑を持って市役所厚生課へおいで下さい。

なお、くわしいことは、厚生課国保係へおたずね下さい。
電話42-1212(内線240)

人権困りごと相談

どんな相談も気軽にどうぞ

12月4日から1週間は人権週間です。みなさんが、毎日の生活を営んでいくうえで、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、法律上どのようになるかわからなくて困ったりすることがあると思います。そのような方々のために、大館人権擁護委員協議会と秋田地方公務員大館支局では「人権困りごと相談所」をつぎにより開設しますので、お気軽にご利用してください。

- < とき > 12月8日(月)
- < じかん > 午前10時～午後3時
- < ところ > 大館市中央公民館
- < 内容 > 交通事故、借地借家、離婚扶養、相続などについての人権相談です。
- < その他 > 相談は無料で難しい手続きもなく、秘密も守られます

また、本市には、9名の人権擁護委員がおり、わたしたちの人権が犯されないように見守り、もし人権を犯された人がいた場合には、相談相手になってこれを救済したりしてくれています。困りごと



が起ったらひとりで考えこまず気軽に相談しましょう。

なお、本市の委員はつぎの方々です。

- 高清水 直氏(餅田)
- 佐々木茂見氏(雪沢)
- 菊池 礼三氏(東台)
- 小田 春二氏(釈迦内)
- 柳谷 武氏(二井田)
- 兜森 運吉氏(餌釣)
- 小野 清氏(花岡)
- 内藤 秀雄氏(釈迦内)
- 畠沢 恭一氏(花岡)

保健婦の窓

たばこは、肺ガン予防の作戦としても節煙ないし禁煙するにこしたことはありません。禁煙ができなければ「本数を減らす」、「深く吸いすぎない」、「のほかに次の3つをおすすめします。

1. 1本1本を指が茶色になるまで吸わないで、気前よく半分で捨てる。
2. ニコチンの少ないたばこを吸う。
3. 急いで吸わないで、ゆっくり吸う。

以上の心がけてたばこの弊害をだいぶ減らすことができます。

ただし、ぜひ注意していただきたいのはたばこを急にやめると、当然食欲が増しますし、また、手持ちぶさたからついあれこれつまみ食いをするようになり太ってきます。その結果、血圧はむしろ上がるようになり、動脈にはコレステロールが沈着する恐れがあります。

吸う本数を徐々に減らし、体重を増やさないようにしながら禁煙することが最も望ましいことです。

地価調査書公表される

昭和50年度秋田県地価調査書が公表されました。

これは、国土利用計画法施行令により知事が基準地を選定し、その基準地について、毎年1回不動産鑑定士等の鑑定評価を求め、その結果を審査し、毎年7月1日の基準地の1平方メートル当りの標準価格を判定したのち、公表することとされているものです。これによって土地取引の規制に関する措置の円滑な実施を図るとともに、一般の土地取引においても取引価格の指標として広く活用されることが期待されているものです。

当市では、5カ所が基準地として選定され、標準価格が判定されました。

なお、市役所都市開発課では、「調査書」の閲覧に応じております。

読書感想文入賞者決定

入賞者はつぎのとおりです。

< 第1席 > 該当者なし

< 第2席 >

- 「葉の花びら」を読んで 香沢圭子(東台・主婦)
- 「アデン・アラビア」を読んで 杉山文平(御成町・無職)

< 第3席 >

- 人間の在り方「バルタイ」を読んで 阿部和子(花岡町・会社員)
- 「複合汚染」に学ぶもの 荒川昭一(長木川南・地方公務員)

< 佳作 >

- 「あにいもうと」 斎藤篤子(舟場・幼稚園教師)
- 「震える舌」を読んで 浜松兼吉(有浦2丁目・無職)

< 準佳作 >

- どう生きるか「複合汚染」を読んで 渡辺政太郎(旭ヶ丘・無職)
 - 「笛師」を読んで 米田フミ(長走・主婦)
- ※敬称は略させていただきます。

◇ 特別納付の

チャンスも 今月限りです

9月号でもお知らせしましたが、国民年金の掛け金の未納期間があるため年金の受給に必要な資格期間が不足している人たちのために、過去の未納分の掛け金(1か月につき900円)を納めることが出来るよう特別措置がとられています。この特別措置も今月限りでなくなり、この機会を逃さず、きちんと納めて老齢年金を受けられるようにしましょう。

※ くわしいことは市民課国民年金係
電話42-1212(内線235)
へお問い合わせ下さい。



◇ こんなときこんな年金を受けられます

10月号から各種年金の受給条件および給付額について紹介しておりますが、今回は、残りの寡婦年金と死亡一時金についてお知らせします。

	受けるための条件	給付額
寡婦年金	○老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受けずに死亡したとき、妻(結婚生活10年以上)に支給 ○60歳から65歳になるまで支給	○夫が受けるべき老齢年金の半額
死亡一時金	○保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに死亡した遺族に支給	○納付金額により17,000円から52,000円まで ○付加保険料を3年以上納付しているときは5割加算



今月は 固定資産税第3期の納期です。